

【第3章（4）「スポーツの国際交流・協力」（P. 43）参照】

さらに、東京大会によるスポーツの機運向上も踏まえ、子供たちが運動やスポーツの大切さを体感できる取組を継続し、その心身の健やかな成長につなげることが重要であり、新型コロナウイルスの感染拡大の影響等を受けて減少してしまったスポーツ機会を取り戻し、近年の子供たちの体力低下傾向の食い止めに向けて、学校における体力向上に向けた継続的な取組の充実や、地域におけるスポーツ機会の確保方策など総合的な対策に取り組む。

【第3章（1）「多様な主体におけるスポーツの機会創出」（P. 28）参照】

（4）東京大会で高まった地域住民等のスポーツへの関心をいかした地方創生、まちづくり

新型コロナウイルスの影響による入国制限等のため、有観客での開催やホストタウンとの交流等は十分に実施できなかったところではあるものの、東京大会を契機としたかつてない地域住民等のスポーツへの関心の高まりを、「スポーツ・レガシー」として各地域におけるスポーツによる地方創生、まちづくりの取組に転化させ、それらを将来にわたって継続させ、各地に定着させる。

また、東京大会において会場として使用された国立競技場の運営管理や、新秩父宮ラグビー場（仮称）の整備・運営について、民間活力を活用し周辺地域のまちづくりと一体となった取組を推進していくとともに、国としては、そうした知見や情報等を地方公共団体に提供し、スタジアム・アリーナなどの地域スポーツ施設の整備を含む官民一体となったまちづくりを推進していく。

【第3章（7）「スポーツによる地方創生、まちづくり」（P. 51）参照】

（5）東京大会に向けて培われた官民ネットワーク等を活用したスポーツを通じた国際交流・協力

2014年より東京大会に向けて、世界のよりよい未来のために、開発途上国を始めとする世界のあらゆる世代の人々にスポーツの価値とオリンピック・パラリンピック・ムーブメントを広げていくことを目指し、我が国主導で実施されたSFT事業は、結果的に令和3年9月末までに204か国・地域の約1,300万人にスポーツの価値を届けることができた。このSFT事業で培われた官民ネットワークを東京大会後も活用し、より一層スポーツを通じた国際協力による我が国の国際的な存在感の発揮やSDGsへの貢献を目指す。

【第3章（4）「スポーツの国際交流・協力」（P. 43）参照】

(6) 東京大会の開催時に生じたスポーツに関わる者の心身の安全・安心確保に関する課題を踏まえた取組の実施

東京大会において課題となった熱中症等の心身の安全・安心を脅かす事象については、一般的なスポーツ活動においても同様に課題となるものであり、東京大会における対応等も踏まえ、選手を熱中症等から守るための対策の徹底や、夏季期間における練習や大会に関する健康面からの見直しの検討など、スポーツ活動全般において、実施する者の安全・安心の確保が図られるよう取り組んでいく。

また、東京大会に出場したアスリート等に対する^{ひぼう}誹謗中傷の事案等も踏まえ、心理面のサポートの充実などアスリートのメンタルヘルスの向上に取り組み、安心して競技できる環境づくりを進める。

【第3章（11）「スポーツ実施する者の安全・安心の確保」（P.66）参照】

さらに、スポーツを「する」人々だけでなく、スポーツを「みる」人々や「ささえる」人々の安全・安心にも配慮した形で、スポーツ施設の整備・運営を行うとともに、スポーツボランティア等の参画を促進する。

【第3章（7）「スポーツによる地方創生、まちづくり」（P.51）、（10）「スポーツの推進に不可欠な「ハード」「ソフト」「人材」」（P.58）参照】

第2章 「新たな三つの視点」を支える具体的な施策

第1部第2章で述べた第3期計画の三つの「新たな視点」ごとに、以下のような重点施策について取り組むことが求められている。

1. スポーツを「つくる／はぐくむ」(新たな視点①)

(1) 多様な主体が参画できるスポーツの機会創出

性別、年齢、障害の有無等に関係なく、多様な主体がスポーツを楽しむために、アーバンスポーツなどの新しいスポーツへの参画や誰もが等しく参加できるスポーツの導入、日常生活の中で気軽にできる運動やスポーツ・レクリエーションの実施、状況や環境の変化に応じた柔軟な実施方法や大会等参加資格の設定、ルールの変更・工夫など、スポーツに関わる人がそれぞれの状況・事情等にあわせ、最も適切な手法・態様を取り入れることが重要であり、国は、そうした取組を促すために必要な啓発活動や支援を実施していく。

また、人生100年時代を迎え、特に、スポーツに対する考え方・意欲や生涯にわたってスポーツに親しむための身体的能力等を構築するのに大きい役割を持つタイミングである子供たちに対しては、スポーツの多様な楽しみ方を社会で実践できるよう教員を含めた指導者の養成や研修を実施したりするとともに、指導の手引きやICTの活用も含めて、体育の授業等の運動に親しむ機会のさらなる充実を図る。その際、障害があることを理由として、参加を希望するにもかかわらず体育の授業を見学する児童生徒をゼロとすることを指すためにも、個に応じた指導計画を作成し、指導すべき内容やその体制等を工夫するよう、国として教育委員会や学校法人等を通じて学校現場に積極的に働きかける。さらに、児童生徒が生涯にわたって運動やスポーツに親しむ資質や能力を身に付け、健康の保持増進・体力の向上を図ることができるよう、児童生徒を取り巻く社会環境の変化を踏まえながら、全国体力・運動能力、運動習慣等調査の改善を図り、その調査や分析結果を体育の授業等のより一層の充実につなげるための方策を検討する。

加えて、子供たちが参加する大会等についても、既存の運営・実施方法にとらわれず、安全・安心な形で開催されるよう、大会主催者はその在り方を不断に見直していくことが求められる。

【第3章(1)「多様な主体におけるスポーツの機会創出」(P.28)参照】

(2) 自主性・自律性を養う指導ができるスポーツ指導者の育成

次代を担うアスリートを育成する指導者は、指導を受ける選手の将来を見据えつつ、選手自身が自らのスポーツキャリアを考え、その実現に向けて動き出せる自主性・自律性を養うことができる質の高い指導を提供することが不可欠である。このため、国は、そうした優れた指導者を安定的・継続的に養成することを目指し、(公財)日本スポーツ協会(J S P O)を始めとする各スポーツ団体が取り組む指導者講習や資格取得の充実に支援する。

その際、指導者による理不尽な暴力や不合理な指導が押し付けられることのないよう、それら暴力・不適切指導の根絶に向けて、養成・研修課程において、最新の科学的知見等に基づく指導方法の取得が可能となるよう取り組む。

【第3章(10)「スポーツの推進に不可欠な「ハード」「ソフト」「人材」(P.58)参照】

(3) スポーツ界におけるDX²⁶の導入

スポーツ界におけるDXの導入は、データ等を活用することでトレーニング等の様々なスポーツ活動の効率性向上や最適化を図ることにとどまらず、これまで「空間」や「時間」等の壁によって特定の人や組織、地域に偏在していた様々なスポーツに関する知見や機会を国民や社会に広く提供することを可能にする。情報化社会・IT化が進展する中で、国は、既存の手法等にとらわれずに、スポーツを「する」観点においても、「みる」観点においても、VRやAR等を活用したリモートでも楽しめるようなプログラムやデジタル技術を活用した新たなスポーツ実施機会の創出に係る技術開発や普及啓発の推進を図ることで、スポーツの価値を広く国民に展開できるように取り組むとともに、デジタル技術を活用した新たなビジネスモデルの創出を推進する。

また、スポーツを「ささえる」観点から、選手強化活動におけるデータ分析や、デジタル技術等を活用した多様な支援手法の研究を通じて感染症等の制限下でも継続的に選手強化活動を実施できる環境の整備を進める。その際、個人情報保護に十分留意しながら、スポーツに係るデータの集約・解析、様々な課題への活用等を実施するための体制の在り方等についても検討を進める。

【第3章(2)「スポーツ界におけるDXの推進」(P.36)参照】

²⁶ 「デジタルトランスフォーメーションを推進するためのガイドライン(DX推進ガイドライン)Ver.1.0」(平成30年12月 経済産業省)において、「DX」は、「企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること。」と定義されている。第3期計画における「DX」は、この定義をスポーツ団体等のスポーツ機会を国民に提供する担い手を主語として、準じて使用するものとする。

2. 「あつまり」、スポーツを「ともに」行い、「つながり」を感じる（新たな視点②）

(1) スポーツを通じた共生社会の実現

誰もが「する」「みる」「ささえる」ことを通じてスポーツの価値を享受できるよう、国は、様々な立場・状況の人が「あつまり」、「ともに」スポーツを楽しめる環境を構築することを通じ、スポーツを通じた共生社会の実現を図っていく。その際、施設の整備やプログラムの提供はもとより、啓発活動を通じて、人々の理解の増進や意識を醸成することが重要であることに留意する。

【第3章（8）「スポーツを通じた共生社会の実現」（P. 55）参照】

(2) スポーツ団体のガバナンス・経営力強化、関係団体等の連携・協力を通じた我が国のスポーツ体制の強化

国は、スポーツ活動の重要な担い手であるスポーツ団体が、自主的・自律的にガバナンスを強化し、収益拡大等の経営力の強化を図ることを通じて、「オリ・パラ一体」の理念も踏まえ、持続可能な団体運営や団体間の連携・協力が自発的に行われるよう、各団体における外部人材の雇用も含めた戦略的な経営を行う人材確保等の支援やネットワークの構築を行う。

国は、地方公共団体、スポーツ団体、民間事業者、保険者等の関係機関・団体等が連携して、一体感を持って国民のスポーツ実施促進やスポーツによる健康増進、スポーツを通じた地方創生・まちづくり等に取り組めるよう、好事例やエビデンスの提供等の促進等を通じて、機関・団体間の情報共有・連携を促す。

また、地方公共団体は、スポーツ主管部局だけでなく、福祉関係部局、まちづくり部局、経済振興部局等の幅広い部局との連携・協力体制を構築することに加え、域内のスポーツ施設等のスポーツ関係者や、医療機関・福祉施設、民間事業者等のスポーツ実施に関わる組織・人と連携体制を構築してスポーツ実施の促進に取り組む。

【第3章（1）「多様な主体におけるスポーツの機会創出」（P. 28）、（5）「スポーツによる健康増進」（P. 47）、（7）「スポーツによる地方創生、まちづくり」（P. 51）、（9）「担い手となるスポーツ団体のガバナンス改革・経営力強化」（P. 57）等参照】

(3) スポーツを通じた国際交流・協力

国は、スポーツを通じた国・地域・人々のつながりを強めるため、スポーツ分野の政府間

国際協力の推進や、地域間の相互理解に向けた人材交流の支援、国際交流を担う人材育成、日本のスポーツの魅力発信など、スポーツを通じた国際交流・協力を推進する。

【第3章（4）「スポーツの国際交流・協力」（P. 43）参照】

3. スポーツに「誰もがアクセス」できる（新たな視点③）

（1）地域において、住民の誰もが気軽にスポーツに親しめる「場づくり」等の機会の提供

国は、総合型地域スポーツクラブ²⁷（以下「総合型クラブ」という。）等の体制強化・役割の拡大等を通じて、住民の幅広いニーズに応え、地域社会が抱える課題の解決に資する地域スポーツ環境の構築や、スポーツクラブ等の民間事業者も含めた地域の関係団体等の連携の促進、既存施設の有効活用やオープンスペース等のスポーツ施設以外のスポーツができる場の創出、性別、年齢、障害や疾病の有無等にかかわらず誰もがスポーツを行いやすくするためのユニバーサルデザイン化の推進等により、安全で持続可能な地域スポーツ環境の量的・質的充実を図る。

【第3章（10）「スポーツの推進に不可欠な「ハード」「ソフト」「人材」」（P. 58）参照】

また、国や地方公共団体は、地域で孤立している人や、健康上の理由や障害等のため外出が困難な人たちが、地域コミュニティの一員としてスポーツ活動を楽しめるよう、リモートによるスポーツの場の提供等について支援する。

【第3章（2）「スポーツ界におけるDXの推進」（P. 36）参照】

（2）アスリート育成パスウェイの構築及びスポーツ医・科学、情報等による支援の充実

オリ・パラ競技とともに、アスリートの発掘・育成・強化までを一貫して行うパスウェイの構築を進めるとともに、居住地域にかかわらず、全国のアスリートがスポーツ医・科学、情報等によるサポートを受けられるよう、地域の関係機関のネットワーク構築による連携強化、地域における専門人材の育成等を進める。

【第3章（3）「国際競技力の向上」（P. 38）参照】

²⁷ 人々が、身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブで、子供から高齢者まで（多世代）、様々なスポーツを愛好する人々が（多種目）、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる（多志向）、という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブ

(3) 本人が望まない理由でスポーツを途中で諦めることがないような継続的なアクセスの確保

スポーツに取り組む者が、本人が継続を希望するにもかかわらず、けが・障害や不適切な指導など本人が望まない理由でスポーツを親しむ機会を失ったり、制限されたりすることがないように、継続的なスポーツの実施に向けて、スポーツを実施する者の心身の安全・安心の確保を図る。

【第3章（11）「スポーツ実施する者の安全・安心の確保」（P.66）参照】

第3章 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む施策

第3章では、第1章・第2章に掲げた施策も含めて、スポーツ庁として今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む12の施策群について、それぞれ「政策目標」を掲げたうえで、「現状」を分析し、「今後の施策目標」「具体的施策」を以下の通りとする。

まず、スポーツの振興を図るための施策として（1）「多様な主体におけるスポーツの機会創出」、（2）「スポーツ界におけるDXの推進」、（3）「国際競技力の向上」、（4）「スポーツの国際交流・協力」を提示する。

次に、スポーツによる社会活性化・社会課題の解決を図るための施策として、（5）「スポーツによる健康増進」、（6）「スポーツの成長産業化」、（7）「スポーツによる地方創生、まちづくり」、（8）「スポーツを通じた共生社会の実現」を提示する。

最後に、上記の施策を実現するための必要となる基盤や体制を確保するための施策として、（9）「担い手となるスポーツ団体のガバナンス改革・経営力強化」、（10）「スポーツの推進に不可欠な「ハード」「ソフト」「人材」」、（11）「スポーツを実施する者の安全・安心の確保」、（12）「スポーツ・インテグリティの確保」を提示する。

（1）多様な主体におけるスポーツの機会創出

【政策目標】

国民のスポーツ実施率を向上させ、日々の生活の中で一人一人がスポーツの価値を享受できる社会を構築する。

① 広く国民一般に向けたスポーツを実施する機会の創出

[現状]

- ・ 成人の週1回以上のスポーツ実施率は56.4%（障害者は31.0%）（令和3年度）であり、成人のスポーツ非実施者（過去1年間に1度もスポーツを実施していない者）の割合は18.0%（障害者は41.3%）（令和3年度）である。
- ・ 成人の1回30分以上の運動を週2日以上、1年以上実施している者の割合（令和元年度）は男性が33.4%、女性が25.1%である²⁸。
- ・ スポーツを行う理由は、健康、体力増進・維持、楽しみ・気晴らし、運動不足を感じるから等様々である一方、スポーツ実施を阻害する要因は、仕事や家事が忙しいから、面倒くさいから、年をとったから等世代によって異なる。

[今後の施策目標]

²⁸ （出典）厚生労働省：国民健康・栄養調査報告

- ✓ 東京大会で高まったスポーツ実施の機運も生かしつつ、競技に勝つことだけでなく「楽しさ」や「喜び」もスポーツの大切な要素であるという認識の拡大を図るとともに、スポーツの実施に関し、性別、年齢、障害の有無等にかかわらず広く一般に向けた普及啓発や環境整備を行うことにより、成人の週1回以上のスポーツ実施率が70%（障害者は40%）になること、成人の年1回以上のスポーツ実施率が100%に近づくこと（障害者は70%）を目指す。
- ✓ 1回30分以上の軽く汗をかく運動を週2回以上実施し、1年以上継続している運動習慣者の割合の増加を目指す。

[具体的施策]

- ア 国は、Sport in Life コンソーシアム²⁹を情報や資源のプラットフォームとすることを通じ、国や地方公共団体、スポーツ団体、民間事業者、保険者等の関係機関・団体等の連携と、一体感をもった国民のスポーツ実施促進に係る取組を推進する。
- イ 地方公共団体は、スポーツ主管課と教育・福祉主管課等で連携し、地域のスポーツ団体やスポーツ施設、総合型クラブ等及び、医療機関・福祉施設等の関係者の連携体制を構築して住民のスポーツ実施を促進する。
- ウ 国は、「楽しさ」や「喜び」といったスポーツの価値を認識する人を増やすことを目指すととともに、関係省庁と連携して、厚生労働省の「健康づくりのための身体活動基準・身体活動指針」等の健康・体力の保持増進に資するスポーツの普及啓発を行う。
- エ 国、地方公共団体は、J I S Sや地域のスポーツ医・科学センター等を活用し、アスリートだけでなく、地域住民の健康状態に応じた安全かつ効果的な運動・スポーツプログラムについても情報提供する仕組みづくりを促進する。
- オ 国は、性別、年齢、障害の有無等に関係なく、多様な主体がスポーツを楽しむために、アーバンスポーツなどの新しいスポーツへの参画や誰もが等しく参加できるスポーツの導入、日常生活の中で気軽にできる運動やスポーツ・レクリエーションの実施、状況や環境の変化に応じた柔軟な実施方法やルールの変更・工夫など、スポーツに関わる人がそれぞれの状況・事情等にあわせ最も適切な手法・態様を取り入れてスポーツを「つくる／はぐくむ」ことができるように、必要な啓発活動や支援を行う。

② 学校や地域における子供・若者のスポーツ機会の充実と体力の向上

a. 運動部活動改革の推進と地域における子供・若者のスポーツ機会の充実

[現状]

- ・ 中学生のスポーツ活動が地域・学校等に応じて多様な形で最適に実施されるよう、平

²⁹ 地方公共団体、スポーツ団体、経済団体等が連携してスポーツ振興に取り組んでいくために、関係団体で構成するコンソーシアム。Sport in Life プロジェクトの一環として行われている。

成 30 年 3 月に「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定したところ、運動部活動の平均活動時間は短縮傾向にあり、休養日は増加傾向にあるものの、ガイドラインに定めた時間数等には達していない。

- 中学校の運動部活動において、競技経験のない教師が指導をせざるを得ない現状があり、また、部活動の指導が教員の大きな業務負担となっている。
- 令和 2 年 9 月に「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」を取りまとめ、改革の第一歩として令和 5 年度以降、段階的に休日の部活動の運営主体を学校から地域に移行していく方針を示している。
- 地域における子供のスポーツ実施の場について、総合型クラブの地方公共団体における設置率は 80.9%³⁰となっているが、総合型クラブについては運営体制の強化や行政との連携が課題となっており³¹、スポーツ少年団は年々減少するなど、地域で様々な住民が一人一人のニーズに合わせたスポーツをするための場、プログラム、指導者等の環境の充実が必要である。
- 「学校体育施設の有効活用に関する手引き」の策定やモデル事業を通じて、学校体育施設の有効活用を推進している。
- こうした状況の下、令和 3 年 10 月、学識経験者や学校スポーツ関係者から構成される「運動部活動の地域移行に関する検討会議」をスポーツ庁に設置し、「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」で示した方針の具体化に向けて検討に着手したところであり、令和 5 年度からの休日の部活動の段階的移行が各地で着実に進められるよう、令和 4 年の可能な限り早期に提言を取りまとめることを予定している。

[今後の施策目標]

- ✓ 中学生等の青少年にとってふさわしいスポーツ環境の実現を目指し、まずは休日の部活動の運営主体の学校から地域への移行の着実な実施とともに、地域において子供のニーズに応じた多種多様なスポーツを安全安心に実施できる環境を新たに構築するため、「運動部活動の地域移行に関する検討会議」で提言された改革の方向性・方策に基づき、運動部活動改革を着実に推進する。

[具体的施策]

ア 国は、地方公共団体及びスポーツ団体等と連携し、部活動の運営主体の学校から地域への移行について、まずは、令和 5 年度以降の休日の部活動の段階的な地域移行に向けて、各地域の実態に応じた様々な課題に対応するための実践研究を行うとともに、得られた事例を効果検証し、情報発信することで取組の全国展開を図る。また、運動が苦手

³⁰ 設置数は令和 3 年 7 月現在 3,583 クラブ。

³¹ 令和 2 年 7 月現在では、自己財源率が 50%以上のクラブが 68.0%にとどまっている。また、PDCAサイクルが定着しているクラブは 32.5%、地域課題解決のための方策等について市区町村行政と連携して事業を実施しているクラブは 15.3%であり、いずれも割合の増加が課題となっている。

な生徒や障害のある生徒も含めて、どの生徒も地域においてスポーツに親しむ機会が確保されるよう、地域におけるスポーツ環境の整備充実を推進する。

イ 国は、地方公共団体及びスポーツ団体等と連携し、総合型クラブやスポーツ少年団、競技団体、地域スポーツクラブ等の地域における子供のスポーツ実施の場を担う関係団体において、運動・スポーツ指導者の資質向上や相互派遣、活動の場の調整等について連携・協力を促進する。また、幼児期や運動を得意としない子供、障害のある子供等を含めた多様な子供が参加しやすい環境を整備し、地域における子供のスポーツ実施を促進する。

ウ 国は、地方公共団体及びスポーツ団体等と連携し、子供のニーズに対応できるよう、アーバンスポーツや誰もが等しく参加できるスポーツ、レクリエーション志向などの活動も含めて、多種多様なスポーツの機会の提供を促進する。

エ 国は、地方公共団体及びスポーツ団体等と連携し、地域における青少年の武道実践の機会の提供を促進するとともに、安全に配慮した指導が行える指導者の確保を図る。

オ 国は、地方公共団体及びスポーツ団体等と連携し、地域スポーツに参加する子供たちの成果発表の機会を確保・充実する観点から、大会の在り方の見直しを図る。

カ 国は、部活動の運営主体の学校から地域への移行の流れを踏まえ、学習指導要領や地域スポーツ環境の在り方など部活動に関する仕組みについて適切なものとなるよう検討する。

キ 国は、基本法、学校教育法、社会教育法の趣旨を踏まえて学校体育施設の有効活用を促進するため、地方公共団体内での十分な連携や、総合型クラブや民間事業者を含む多様な主体の参画による効率的・効果的な活用、一般開放を前提とした施設整備（社会体育施設との複合化、耐震化、バリアフリー化等）、デジタル技術を活用した施設の情報管理等を先進事例の情報提供等により推進する。

b. 子供・若者の日常的な運動習慣の確立と体力の向上

[現状]

- ・ 第2期計画においては、「自主的にスポーツをする時間を持ちたいと思う中学生の割合」を80%とすることが目標であったが³²、令和元年度時点で65.3%への増加にとどまり、目標は達成できなかった。
- ・ 「運動（体を動かす遊びを含む）やスポーツをすることが「嫌い」「やや嫌い」である中学生の割合」を計画策定時の16.4%から半減することが目標であったが、令和3年度時点で18.5%と増加し、目標は達成できなかった。
- ・ 「子供の体力水準」について、高かった昭和60年頃の水準まで引き上げることを目標としていたが、中学生男子及び高校生男子の50m走を除き、目標に到達しなかった。特に、令和3年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果からは、新型コロナウイルス

³² 平成28年度の策定時は58.7%

ルスの感染拡大によって、令和元年度末から児童生徒を取り巻く環境が一変した結果、全国的に、子供の体力レベルの低下傾向が進む状況が明らかとなった。

- ・ 運動時間は小・中学生ともに平成 29 年度をピークに減少で、運動をする子供としない子供で二極化が続いており、運動やスポーツをすることが好きな子供は中学校で減少する傾向にある。
- ・ 幼児期の子供については運動習慣等に係る現状把握や、運動・スポーツ実施に係る保護者・保育者に対する普及啓発が不足している。

[今後の施策目標]

- ✓ 体育・保健体育の授業等を通じて、運動好きな子供や日常から運動に親しむ子供を増加させ、生涯にわたって運動やスポーツを継続し、心身共に健康で幸福な生活を営むことができる資質や能力（いわゆる「フィジカルリテラシー」）の育成を図る。

その結果として、

- ・ 1 週間の総運動時間（体育授業を除く）が 60 分未満の児童の割合を 12%（令和 3 年度）から、生徒の割合を 13%（令和 3 年度）から半減、
- ・ 卒業後にも運動やスポーツをしたいと「思う」「やや思う」児童の割合を 86%（令和 3 年度）から 90%以上に、生徒の割合を 82%（令和 3 年度）から 90%以上に増加、
- ・ 新体力テスト³³の総合評価が C 以上である児童の割合を 68%（令和 3 年度）から 80%以上に、生徒の割合を 75%（令和 3 年度）から 85%以上に増加

を目指す。

[具体的施策]

ア 国は、地方公共団体等と連携し、体力や技能の程度、障害の有無及び性別・年齢等にかかわらず、運動やスポーツなどについての科学的な理解を促し、生涯にわたって健康を保持増進しスポーツの多様な楽しみ方を社会で実践できるよう、体育が苦手な児童生徒のための授業づくりなどの教員研修、指導の手引きや ICT の活用も含めて、体育・保健体育の授業の充実を図るとともに、大学スポーツにおいてもそうした環境づくりを推進する。

イ 国は、地方公共団体等と連携し、障害があることを理由として、体育の授業を見学している児童生徒がいる実態を踏まえ、参加を希望する児童生徒の見学ゼロを目指した障害のある児童生徒が共に学べる学習プログラムの開発を行うとともに、障害児のスポーツ・運動機会を確保するため、個に応じた指導計画・指導内容等の工夫を促進する。

ウ 国は、地方公共団体等と連携し、児童が運動の楽しさや喜びをより一層味わえるよう、

³³ 平成 11 年度の体力・運動能力調査から導入した実技テスト。小学生は握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、20m シャトルラン、50m 走、立ち幅とび、ソフトボール投げを実施。中学生は、握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、持久走又は 20m シャトルラン、50m 走、立ち幅とび、ハンドボール投げを実施。各項目の記録を得点化・合計し、総合評価（A~E）をする。

アスリートのセカンドキャリアや中学校保健体育教員の活用などにより、主に小学校高学年での体育専科教員の配置を促進する。

エ 国は、地方公共団体等と連携し、児童生徒の体力・運動能力などの現状を把握・分析し、そのデータの利活用を促進することで、国・教育委員会・学校における体育の授業や特別活動の体育的行事、授業間の休憩時間を活用した外遊びなどの体力向上の継続的な取組の改善に役立てる。その際、学校や地方公共団体等が家庭や地域等とも連携しながら、児童生徒の生活スタイルを踏まえた運動機会の確保等に向けた取組が進むよう、国は、児童生徒の体力・運動能力向上に関する優良事例の提供や研修の実施等を通じて積極的な働きかけを行う。

オ 国は、幼児期の子供の運動・スポーツ実施状況や体力水準等に係る現状の把握・評価の在り方について検討する。

カ 国は、地方公共団体や民間事業者等に対し、障害の有無や性別等にかかわらず幼児期からの運動習慣を形成するため、保護者・保育者等に対し、幼児期における運動の重要性や安全にスポーツを実施できる施設等に関する情報発信を行えるよう支援するとともに、幼児期運動指針やアクティブ・チャイルド・プログラム³⁴の活用等を通じた運動遊びの機会の充実を促進する。

キ 国は、地方公共団体及び武道関係団体等と連携し、武道を指導する教員の研修、指導者の派遣、武道場の整備等を通じて、中学校における多様な武道の指導を充実する。

③ 女性、障害者、働く世代・子育て世代のスポーツ実施率の向上

[現状]

- ・ 女性のスポーツ実施率は男性に比べて低く、若年女性については、スポーツの好き嫌い等の理由により、スポーツ実施時間が短い傾向にある。
- ・ 女性については、運動不足や極端な痩せに伴う骨粗しょう症や妊娠中・産後の心身の健康悪化等の健康課題が顕在化している。
- ・ 成人の障害者の週1回以上のスポーツ実施率は31.0%（令和3年度）と、成人一般の56.4%（同）と比べると大きな隔りがある。また、若年層（7～19歳）の障害者の週1回以上のスポーツ実施率は、41.8%（同）となっている。
- ・ 障害者で過去1年に1回もスポーツを実施していない者の割合は、成人で41.3%（令和3年度）、若年層で26.9%（同）となっている。
- ・ 年代別のスポーツ実施率は、働く世代・子育て世代の20～50代で落ち込む傾向がある。また、テレワークの浸透等による運動不足やそれを一因とする耐糖能異常、脂質異常、高血圧、肥満等の生活習慣病、外出制限等によるメンタルヘルス不調の課題が増加している。

³⁴ J S P Oが開発した子供が発達段階に応じて身につけておくことが望ましい動きを習得する運動プログラム。

[今後の施策目標]

- ✓ 女性のニーズや健康課題の解決が見込まれるスポーツについて普及啓発を行うとともに、環境整備を促進し、女性のスポーツ実施率の向上を目指す。
- ✓ 障害者スポーツの実施環境を整備するとともに、一般社会に対する障害者スポーツの理解啓発に取り組むことにより、学校体育等以外について、障害者の週1回以上のスポーツ実施率を40%程度（若年層は50%程度）、障害者の年1回以上のスポーツ実施率を70%程度（若年層は80%程度）とすることを旨とする。
- ✓ 隙間時間等に気軽にスポーツに取り組める環境づくりの推進や、従業員の健康づくりにスポーツを活用する民間事業者を支援すること等により、働く世代・子育て世代のスポーツ実施率向上を目指す。

[具体的施策]

- ア 国は、地方公共団体や民間事業者等に対し、女性がスポーツを実施する意欲を向上させるための取組や女性のスポーツと健康との関係、女性がスポーツをしやすい環境の整備について、地域のスポーツクラブや研究機関、医療機関等の関係団体間で情報を共有、連携して普及啓発や環境整備等を行えるよう支援する。
- イ 国、地方公共団体は、障害者が身近な場所でスポーツを実施できるよう、全国障害者スポーツ大会（都道府県等で行う予選会を含む。）の活用や、総合型クラブとの連携も図りながら、引き続き、地域の課題に応じたスポーツ実施環境の整備に取り組む。また、障害者スポーツ用具の整備・利用促進にも取り組む。
- ウ 国は、特に、依然として多くの割合を占める非実施の障害者に対するスポーツの魅力の発信や、民間事業者や地域におけるスポーツ実施機会の創出等により、非実施層の減少を図る。
- エ 国は、（公財）日本スポーツ施設協会や地方公共団体等の関係者と十分に連携して、性別、年齢、能力等に関係なく、地域において誰もがスポーツ施設でスポーツを行いやすくするため、ハード面の整備だけでなくソフト面での知恵と工夫による積極的な対応も含めた施設のバリアフリー化やユニバーサルデザイン化等について、東京大会を契機に整備された施設の取組を含む先進事例の情報提供等により推進する。
- オ 国は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の趣旨について周知し、合理的配慮の取組事例の収集及び関係者に対する共有を進めるとともに、車いす競技の体育館利用における誤解の解消等により施設の利用を促進する。
- カ 国は、働く世代・子育て世代に対して、通勤時間や休憩時間等を活用して、今までよりもプラス10分の運動習慣づくりを促す。
- キ 国は、「スポーツエールカンパニー」認定制度³⁵の認知度向上と、認定企業の拡大を

³⁵ 従業員の健康増進のために、スポーツの実施に向けた積極的な取組を行っている企業を「スポーツエールカンパニー」として認定する。

図る。また、関係省庁と連携して民間事業者に対する普及啓発活動を行い、民間事業者の「健康経営」におけるスポーツの活用を促進する。その際には、厚生労働省の「事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）」と連携・協力を図り、従業員の健康保持増進活動におけるスポーツの活用を促進する。

※本項にも位置付けられる既出施策：(1)「② 学校や地域における子供・若者のスポーツ機会の充実と体力の向上」「b. 子供・若者の日常的な運動習慣の確立と体力の向上」イ(P.32)

④ 大学スポーツ振興

[現状]

- ・ 「大学スポーツの振興に関する検討会議最終とりまとめ」（平成 29 年 3 月文部科学省）の提言等に基づき、以下のような施策を推進・実施してきているところである。
- ・ 大学スポーツアドミニストレーター³⁶（SA）の配置に取り組む大学をモデル的に支援し、SAの配置数は増加した。他方で、全国的にみると、大学スポーツに対して全学的に適切に関与する体制が整ったとは言えない状況にある。
- ・ 「大学スポーツによる地域振興」等に取り組む大学をモデル的に支援し、全学的な取組を推進した。他方、事例数がまだ少なく、個々の取組においても深化が必要な状況である。
- ・ 大学横断的かつ競技横断的な大学スポーツの全国統括団体の創設を推進し、平成 31 年 3 月に独立した民間団体として（一社）大学スポーツ協会（UNIVAS）が設立され、大学スポーツ振興に向けた国内体制が構築された。新型コロナウイルスの影響により思うように成果を出せない状況が続いていたが、最近具体的な成果³⁷を出し始めており、今後さらに、国と連携・協力して、具体的成果を上げていくことが期待されている。

[今後の施策目標]

- ✓ UNIVASと一層連携・協力して、「する」「みる」「ささえる」といった面で大学スポーツ自体の競技振興を図るとともに、大学スポーツによる地域振興を促進し、「感動する大学スポーツ」の実現を目指す。その結果として、UNIVASの認知度及び大学スポーツへの関心度の向上を目指す。

[具体的施策]

ア 国は、「大学スポーツの振興に関する検討会議」（平成 28 年設置）などで議論し整理

一」として認定する制度。従業員がスポーツに親しめる環境づくりを進める企業の社会的評価が向上することで、「働き盛り世代」を始めとして、国民全体のスポーツ実施率の向上につなげていくことを目的とする。

³⁶ 大学において大学スポーツ分野を戦略的かつ一体的に管理・統括する専門人材

³⁷ 安全対策の実施状況の評価等を行い、認証の発行と安全補償を付与する UNIVAS 安全安心認証制度の創設など。

された、(1) 大学スポーツの振興 (①安全・安心な大学スポーツ環境の確立、②デュアルキャリアの推進、③大学スポーツの価値向上・認知向上)、(2) 大学スポーツによる地域振興といった分野 (大学スポーツ振興) について、UNIVASと連携・協力して、引き続き着実に取組を進める。

イ 国は、大学スポーツ振興の土台となる機運の醸成・拡大のため、大学スポーツの重要性について、大学関係者が集まる場等を積極的に活用し、広く大学関係者全体、特に大学トップ層の理解を更に促進する。

ウ 国は、新型コロナウイルスの影響下での経験などを踏まえ、大学スポーツを振興する体制を更に全国の大学へ広げていくため、従前推進してきたSAの配置に加え、各大学の規模やミッションに応じた手法により、大学スポーツへの適切な関与・支援体制の構築を加速化する。

エ 国は、大学が地域における重要な存在として役割を担うことができるよう、先進事例の情報提供等により、大学スポーツが有する資源 (施設、人材、知的資源など) を存分に活用した地方創生を推進する。

オ UNIVASは、国から独立した民間団体であることを前提とした上で、日本らしい大学スポーツの全国統括団体として、大学スポーツ振興という目的を共有する国と連携・協力した取組を進めるよう努める。

(2) スポーツ界におけるDXの推進

【政策目標】

スポーツ界においてDXを導入することで、様々なスポーツに関する知見や機会を国民・社会に広く提供することを可能とし、スポーツを「する」「みる」「ささえる」の実効性を高める。

① 先進技術・ビッグデータを活用したスポーツ実施の在り方の拡大

[現状]

- ・ IT化の進展の中、新型コロナウイルスのまん延による外出自粛の影響も受け、デジタル環境・データ環境の整備が急速に進展するとともに、屋内でできる活動に対する需要が高まった。

[今後の施策目標]

- ✓ スポーツの実施において、先進デジタル技術やデータの活用を促進する。

[具体的施策]

- ア 民間事業者は、必要に応じて国の支援を受け、VRやAR等のデジタル技術を活用し

てスポーツを新たな方法で楽しむ機会の創出に係る技術開発や普及啓発を推進する。

イ 国、地方公共団体は、地域で孤立している人や、健康上の理由や障害等のため外出が困難な人たちも含め、多様な主体それぞれが平等に地域のスポーツ実施に参画できるよう、リモートによる体操教室や会話などの双方向的な交流を生むスポーツの場の提供等について支援する。

ウ 国・(独) 日本スポーツ振興センター(J S C)は、関係機関と連携し、デジタル技術等を活用したアスリート支援の充実を図るため、ハイパフォーマンススポーツ³⁸に関する情報収集・データ分析や、A I、V R等の先端技術を活用した支援手法を含むスポーツ医・科学等の研究の推進に取り組む。これらを通じて、感染症等による制約を受ける状況にあっても継続的に選手強化活動を実施できる環境の整備を進める。

エ 国は、関係機関と連携し、個人情報の保護に十分留意しつつ、東京大会において得られた情報を始めスポーツに係るデータの集約・解析や、様々な課題への活用等を実施するための体制の在り方等について検討を進める。

② デジタル技術を活用した新たなビジネスモデルの創出

[現状]

- ・ デジタル技術及びそれによって得られた各種データを活用することによって、スポーツ観戦を中心とする分野におけるエンターテインメント性の向上、する分野における新たなスポーツの創造、教える分野における教授法の改革等が進展しつつある。
- ・ D Xによるスポーツの価値向上、さらには、それによる新たなビジネスモデル展開等への期待は高まっているが、いまだ大きな進展は見られない。さらに、新型コロナウイルスの感染拡大により、関係者による取組が積極的には行われにくい状況が続いている。

[今後の施策目標]

- ✓ **デジタル技術を活用した新たなビジネスモデルの創出を推進する。**

[具体的施策]

ア 国は、スポーツの場におけるデジタル技術を活用したビジネスや機器、サービス等の国内・海外の優良事例を広く収集し、関係者に展開する。さらに、デジタル技術の活用に積極的に取り組む事業者等に対する表彰やモデル事業への支援等を行う。

イ 国は、デジタル技術を活用して身体活動を仮想空間上に投影することや、それを通じて競技者が互いの距離や時間等を気にせずスポーツを楽しむこと等を活用した新たなスポーツづくりを含むビジネスモデル創出への支援も行う。

³⁸ 国際競技大会等での活躍を目指すアスリートによる、スポーツの卓越性を目指すスポーツ活動

ウ 国は、NFT³⁹やベッティングなど、デジタル技術の発展により新たに可能となったスポーツ関連ビジネスについて、国内や海外の状況を調査するとともに必要に応じて我が国での事業化に際しての検討を行う。

エ 国は、指導の高度化や指導現場から暴力・暴言を無くすためにも、言語化しにくい内容を映像やデータにより理解できるよう、指導現場におけるデジタル活用を推進する。

オ 国は、スポーツの場におけるデジタル技術の活用やデータの分析を通じて新たなビジネスモデルを創出することができる人材を育て、増やしていくための支援を行う。

(3) 国際競技力の向上

【政策目標】

我が国のアスリートが国際競技大会等において優れた成績を挙げることを目標としてひたむきに努力し、試合で躍動する姿は、国民の誇りや喜び、感動につながり、国民のスポーツの関心を高めるものであり、これを通じて国に活力をもたらすものであることから、(公財)日本オリンピック委員会(JOC)及び(公財)日本パラスポーツ協会日本パラリンピック委員会(JPC)と連携し、各NFが行う競技力向上を支援する。

そうした取組を通じ、夏季及び冬季それぞれのオリンピック・パラリンピック競技大会並びに各競技の世界選手権等を含む主要国際大会において、過去最高水準の金メダル獲得数、メダル獲得総数、入賞数及びメダル獲得競技数等の実現を図る。

① 中長期の強化戦略に基づく競技力向上を支援するシステムの確立

[現状]

- ・ NFが策定する中長期の強化戦略プランの実効化支援等の従前の取組は一定の成果をあげており、今後も、必要な改善を加えながら取組を継続することが必要。
- ・ 選手強化活動全体の強化責任者及びワールドクラスのコーチ等の育成・配置がまだ十分に進んでいないNFがあり、コーチ等の育成・配置も更なる充実が求められる。
- ・ 選手強化活動や競技普及などにおいて、オリ・パラのNFが連携した取組が必ずしも十分にできているとはいえず、競技特性を踏まえ更に進める必要がある。
- ・ 女性アスリートが健康にハイパフォーマンススポーツを継続するため、各ライフステージに応じ必要な支援や環境づくり、選手自身や関係者への意識啓発を更に進める必要がある。

[今後の施策目標]

- ✓ NFが策定する中長期の強化戦略プランの実効化を継続的に支援するほか、NFが

³⁹ Non-Fungible Token (非代替性トークン)。ブロックチェーン上で発行される、代替可能性のないデジタルトークンのこと。

選手強化活動等を自立して進めていくための組織基盤の強化、これからの選手強化活動に必要な強化責任者や指導者・スタッフ等の人材の育成・配置、女性アスリートの活躍のための環境整備等に取り組み、オリ・パラのNFの更なる連携を促進しながら、国際競技力向上の基盤を確立する。

[具体的施策]

ア JSC、JOC及びJPCは、各NFによる中長期の強化戦略プランの実効化を支援するため、引き続き、各NFとの連携による協働コンサルテーション⁴⁰の実施など、PDC Aサイクルの各段階での支援等に協働で取り組む。また、国は、この取組における各NFの評価結果については、引き続き、各種事業の資金配分に活用する。

イ 国は、NFが行う日常的・継続的な選手強化活動に対する支援を行うに当たって、次回のオリ・パラ大会に向けて重点支援競技を選定し、配分額の加算や、スポーツ医・科学、情報等による専門的かつ高度な支援を継続的に実施する。

ウ JOC、JPC及びNFは、従前の取組の成果を踏まえつつ、選手強化活動全体の強化責任者、海外から招へいた人材を含む優秀な指導者・スタッフ等の育成・配置を進める。国としても、これらの取組を支援する。

エ 国は、各競技における国際的なルール作りへの積極的な参画や、国際競技大会における我が国のアスリートの競技に関する判定等への適切な対応が行えるよう、IF、AF等の日本人役員の増加・再選に向けたNFの取組、JOC等における国際審判員の養成、JOC、JPC及びNF等において国際的な折衝が十分行える人材の育成・配置等の支援に取り組む。

オ 国は、各NFの実情を踏まえつつ、NFが自立して選手強化活動を始めた様々な活動を進めていくための組織基盤の確立・強化に向けた取組を支援することで、NFの持続的かつ自立的な運営を促進する。

カ 国は、選手強化活動や競技大会の開催、競技の普及、企業等との協働などにおいて、オリ・パラのNFが、連携した取組を進めるよう促す。

キ 国及びJSCは、女性アスリートが健康に競技を継続できる環境の整備のため、従前の取組により得られた成果や知見を活用し、実践における課題解決に取り組むとともに、相談体制の充実や出産・育児等へのサポートを含めた支援体制の整備を行う。あわせて、指導者についても、NF等における女性エリートコーチの育成・配置を進めるための取組を実施する。また、女性アスリートの健康課題⁴¹等に関する指導者やアスリート自身の理解促進や予防及び早期発見に向けた取組等、NFや地域における女性アスリートへの支援体制の充実に取り組む。

⁴⁰ JSC、JOC及びJPCにより構成される協働チームと各NFの強化責任者が、強化戦略プランの目標達成に向けた進捗状況等を確認の上、課題解決のための意見交換や情報提供等を行うもの。

⁴¹ 代表的なものとして、過度なトレーニングにより引き起こされる、利用可能エネルギー不足、無月経、骨粗しょう症が女性アスリートの三主徴と呼ばれている。

ク J S Cは、スポーツ振興基金助成事業においてアスリートに対する助成を行うこと等により、競技活動に専念した選手生活の継続を奨励し、競技水準の向上を支える環境を整備する。

ケ 国は、J S C、J O C、J P C、J S P O、N F、民間事業者、大学等と連携して、クロスアポイントメント制度⁴²等の活用も含めた組織間の人材交流の促進や、ナショナルコーチ等の設置に係る支援等により、指導者・スタッフ等が選手強化活動に専念し、又は、研究者がスポーツ医・科学等に関するより実践的な研究を行うことができる環境の整備を進める。

② アスリート育成パスウェイの構築

[現状]

- ・ アスリートの発掘・育成・強化に関しては、国、地方公共団体、競技団体等が様々な取組を行っている。これらの取組を有機的に連携させ、アスリートが競技開始からトップレベルに至るまでの道筋(アスリート育成パスウェイ)の整備を進める必要がある。
- ・ アスリートの発掘については、オリ競技は、育成・強化につながるような発掘となるよう、改善を図ることが必要である。他方、パラ競技においては、これまで実施してきたジャパン・ライジング・スタープロジェクト⁴³を通じ、短期間で国際大会等へ出場する選手が発掘されるなど、その効果は高いことから、継続的な改善を図りつつ、引き続き実施していくことが必要である。

[今後の施策目標]

- ✓ N Fにおけるアスリート育成パスウェイの構築等を通じた、中長期の戦略的な発掘・育成・強化の取組により、世界で活躍するトップアスリートを継続的に輩出する。

[具体的施策]

ア 国及びJ S Cは、アスリートの戦略的な発掘・育成・強化に向けて、地方公共団体、競技団体、J S P O(各都道府県協会を含む)、(公財)日本パラスポーツ協会(J P S A)(各都道府県協会を含む)、その他関係機関等による取組の有機的な連携を図る。特に、「日本版F T E M⁴⁴」等も活用しながら、各N Fが、発掘から育成・強化までを一貫して行うアスリート育成パスウェイを構築することを支援する。その際、トップアスリ

⁴² 出向元機関と出向先機関の間で、出向に係る取決め(協定等)の下、当該取決めに基づき労働者が二つ以上の機関と労働契約を締結し、双方の業務について各機関において求められる役割に応じて従事比率に基づき就労することを可能にする制度

⁴³ 関係団体と連携して、全国から次世代の有望なアスリートを発掘するプロジェクト。

⁴⁴ アスリートの育成過程を「Foundation、Talent、Elite、Mastery」に分けたオーストラリアのフレームワークを基に、日本の競技スポーツの基盤を踏まえたアスリート育成の在り方を根拠に基づいて段階的に見える化した枠組みとしてJ S Cが開発したもの。